

速報税理御中

訴外会社が負担した遺産分割に係る代償金は納税者の一時所得になる
東京高判平成 20 年 4 月 22 日税資 258 号順号 10944 確定 Z888-1509

立教大学法学部 浅妻章如

1. 事実関係

丁は昭和 26 年 1 月 3 日に死亡し、妻戊、子 A・B・C の 4 名が相続した。戊は昭和 50 年 2 月 6 日に死亡し、ABC 3 名が相続した。A は平成 4 年 4 月 3 日に死亡し、妻甲、子乙・丙の 3 名が相続した（甲乙丙を以下「原告ら」という）。

本件建物 1 について昭和 29 年 1 月 26 日付で所有者を丁とする所有権保存登記がされた。本件建物 2 について昭和 28 年 2 月 18 日付で所有者を A とする所有権保存登記がされた。

原告らは、平成 4 年 10 月 10 日、本件建物 1 及び 2 が A の相続財産であるとの前提で遺産分割協議を行い、相続税の申告をし、本件建物 2 について平成 5 年 2 月 18 日付けで甲が 2/4、乙丙がそれぞれ 1/4 ずつの持分とする所有権移転登記をした。原告らは、本件建物 1 の名義は丁であるものの A の所有であったと主張し、平成 11 年 12 月頃、BC に所有権変更登記についての同意を申し入れた。BC はこれを拒絶し、平成 12 年 9 月及び 10 月に原告らを相手方として、丁の相続財産に係る遺産分割調停を東京家庭裁判所に申し立てた（以下「本件調停」という）。

原告らは平成 12 年 11 月 17 日、株式会社 F に本件建物 1 及び 2 を 4.3 億円で売り渡す契約を締結した（以下「本件売買契約」という）。本件建物 1 についての BC との紛争は F の負担と責任において処理するものとしていた。代金支払は平成 12 年中になされた。

本件調停は平成 13 年 7 月 2 日に次の内容で成立した——BC 及び原告らは、本件建物 1 が丁の遺産であること及び本件建物 2 が A の遺産であることを確認する。本件建物 1 を甲が 1/2、乙丙が 1/4 ずつの持分で共有取得し、代償として原告らは BC に各 2000（計 4000）万円を支払う。

原告らは平成 13 年 8 月 8 日に F との間で本件売買契約に関する覚書を取り交わした。本件売買契約により BC との紛争解決を F の責任と負担において行うことになっていたのので、F は所有権移転登記手続きに要する一切の書類の交付を受けるのと引換えに原告らに 4000 万円（以下「本件金員」という）を支払うという内容である。

原告らは平成 13 年分の確定申告において本件金員を所得に含めていなかった。税務署長は、本件金員が原告らの平成 13 年分の一時所得に当たるとして所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。

2. 争点

- ①本件金員は原告らの収入として所得税の対象となるか。原告らは、所得税法 12 条に照らし「単なる名義人であった原告らに享受すべき収益はない」等と主張した。
- ②一時所得か譲渡所得か。
- ③平成 12 年分・平成 13 年分いずれの収入か。

3. 判決要旨 請求棄却・確定（控訴審は何も述べてない。一審東京地判平成 19 年 11 月 16 日税資 257 号順号 10826 から引用）

争点①：「一般に、遺産分割調停により共同相続人のうち一人又は数人が相続財産を現物で取得し、その現物を取得した者が他の共同相続人に対し金銭債務を負担するいわゆる代償分割の方法（家事審判規則 109 条）による遺産分割の合意がされた場合、その現物を取得した共同相続人は、その現物についての所有権等の権利を相続開始時に取得するとともに、他の共同相続人に対し代償金支払債務を負うこととなる。そして、第三者から提供された金銭によって、この代償金支払債務を履行し、自己の出捐なしに当該債務を消滅させた場合には、当該代償金支払債務の額に相当する経済的利益を得たことになる。」

原告らの主張について。所得税法 12 条は当事者の真意「から離れて専ら経済的な観点から課税の根拠を見出すことを許容したものではない」。「原告らは、Bらとの合意に基づいて発生した代償金支払債務について、Fから本件金員を受け取ることにより、何らの出捐なしに当該債務を消滅させ、経済的利益を得たものと認められるから、原告らは本件金員により何らの経済的利益をも得ていない旨の原告らの主張は、およそ採用することができない。」

争点②：「Fから原告らに交付された4000万円が本件売買契約に基づく」対価ではないため「譲渡所得であるとは認めることはできない」。

争点③：最判昭和 53 年 2 月 24 日民集 32 卷 1 号 43 頁を引用した上で、「本件売買契約が締結された当時、本件金員について具体的な権利は何ら確定していなかった」こと等「から、当該収益の帰属すべき時期は平成 13 年である」。

4. 評釈

本評釈は争点①に焦点を当てる（渕圭吾、藤谷武史、吉村政穂、神山弘行からの示唆に感謝する）。

一般に債務免除益が収入金額となる背景には、借金等の受益時点で収入金額がたたないという事情がある（増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題」ジュリスト 1315 号 192 頁、1317 号 268 頁参照）。しかし、本件調停の民法 909 条による遡及効の下、Aが【現物一代償金】の経済的価値を取得し、A及び原告らは本件金員相当分を経済的に受益しないこととなる。この遡及効に鑑み、債務消滅により原告らが「代償金支払債務の額に相当する経済的利益を得た」と判決が段じたことには疑義も湧きうる。

それでも受益なき原告らに本件金員相当分の所得ありと裁判所が判断した背景には、代償金が取得費に算入されない（所基通 38-7）とした最判平成 6 年 9 月 13 日判時 1513 号 97 頁の影響があると推測される（取得費の問題でない本件は最判の射程外という考慮から言及がないのであろう）。最判平成 6 年 9 月 13 日（その是非はともかく。金子宏『租税法』16 版 228 頁参照）を前提とすれば、代償金を取得した相続人に譲渡所得課税をせず現物を取得した相続人に譲渡所得課税を一点集中させる（所得税負担は遺産分割で調整）こととなる。Fが原告らに 4.7 億円支払い原告らがBCに 4000 万円支払ったという事実であったならば原告らは代償金を控除できないこととの均衡から、本件の事実の下、本件金員について（争点②③はともかく）原告らの所得として扱うことは正当化しうる。

尤も、丁・Aの死亡に係る相続税負担が原告ら及びBC間でどう調整されるか（相基通 11 の 2-9；タックスアンサーNo.4173 参照）、本件調停に関し一時所得の税負担がどう調整された（される）か、BCは所得税が課されるか（大津地判昭和 60 年 1 月 14 日行集 36 卷 1 号 8 頁参照）、本件売買契約に係る譲渡所得はどう計算されたか等（なおFにとっての本件建物 1 及び 2 の原価は 4.7 億円となろう）と絡めて初めて、原告らの所得として扱うこととの整合性が議論できるようになることから、本判決のみで判旨の当不当を論ずることは難しい。

所得税更正処分取消等請求事件

東京地方裁判所平成18年（行ウ）第620号、平成18年（行ウ）第627号、平成18年（行ウ）第628号

平成19年11月16日民事第3部判決

判 決

原告（第1事件） 甲
 原告（第2事件） 乙
 原告（第3事件） 丙
 原告3名訴訟代理人弁護士 別紙代理人目録記載1のとおり
 被告 国
 同代表者法務大臣 鳩山邦夫
 処分行政庁（第1、第2事件） 京橋税務署長 高堂勝己
 処分行政庁（第3事件） 静岡税務署長 中野好文
 被告指定代理人 別紙代理人目録記載2のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 京橋税務署長が原告甲に対し平成17年2月28日付けでした平成13年分所得税の更正処分のうち総所得金額を242万7638円として計算した額（納付すべき税額4万6400円）を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

2 京橋税務署長が原告乙に対し平成17年2月28日付けでした平成13年分所得税の更正処分のうち総所得金額を128万2019円として計算した額（納付すべき税額2万0600円）を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

3 静岡税務署長が原告丙に対し平成17年2月28日付けでした平成13年分所得税の更正処分のうち総所得金額を604万9940円として計算した額（納付すべき税額8万1200円）を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告甲（以下「原告甲」という。）、原告乙（以下「原告乙」という。）及び原告丙（以下「原告丙」という。）と他の共同相続人らの間における遺産分割調停において、原告らが相続財産である不動産等を取得し、その代償として他の共同相続人らに合計4000万円を支払う旨の調停が成立し、原告らが、当該不動産等の売却先の会社から4000万円を受け取って上記代償金として他の共同相続人らに支払い、平成13年分の確定申告において、これを所得として申告しなかったところ、処分行政庁から、この4000万円相当分は原告らの一時所得に該当するとして、原告らそれぞれに対し所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたことから、原告らが、上記の各更正処分について各確定申告に係る金額を超える部分の取消し及び各過少申告加算税賦課決定処分の取消しをそれぞれ求めた事案である。

1 争いのない事実等（証拠により容易に認められる事実は、末尾にその証拠を、掲記した。）

(1) 故丁（以下「故丁」という。）は、昭和26年1月3日に死亡し、妻である故戊、子である故A（以下「故A」という。）、B（以下「B」という。）及びC（以下「C」という。また、BとCを併せて「Bら」という。）の4名が相続した。また、故戊は、昭和50年2月6日に死亡し、いずれも子である故A、B及びCの3名が相続した。故Aは、平成4年4月3日に死亡し、同人の妻である原告甲、子である原告乙及び原告丙の3名が相続した。（甲4の1、2、甲7の1、乙1）

(2) 別紙物件目録記載1の建物（以下「本件建物1」という。）については、昭和29年1月26日付けで所有者を故丁とする所有権保存登記がされ、同目録記載2の建物（以下「本件建物2」という。）については、昭和28年2月18日付けで所有者を故Aとする所有権保存登記がされた。本件建物1及

び同2については、それぞれその敷地につき借地権が設定されていた（以下、本件建物1とその敷地の借地権を併せて「本件借地権付建物1」、本件建物2とその敷地の借地権を併せて「本件借地権付建物2」、本件借地権付建物1及び同2を併せて「本件各借地権付建物」という。）。(甲4の1、2、甲7の1、乙1)

(3) 原告らは、平成4年10月10日、本件各借地権付建物をいずれも故Aの相続財産であるとして遺産分割協議を行い、本件各借地権付建物の持分をそれぞれ原告甲が2分の1、原告乙及び原告丙が各4分の1として共有取得する旨の遺産分割に合意し、相続税の申告をした。そして、本件建物2について、平成5年2月18日付けで、平成4年4月3日相続を登記原因として持分を原告甲が4分の2、原告乙及び原告丙がそれぞれ4分の1とする所有権移転登記がされた。

(4) 原告らは、本件建物1は故Aの所有であったにもかかわらず登記簿上の所有者は故丁となっていると主張し、平成11年12月ころ、Bらに対し、所有者を変更する登記をすることについての同意を申入れたが、Bらはこれを拒絶した。そして、Bらは、平成12年9月、D弁護士（以下「D弁護士」という。）を代理人として、原告乙及び原告丙を相手方に、故丁の相続財産に係る遺産分割調停を東京家庭裁判所に申し立て（以下「本件調停」という。）、同年10月17日、原告甲を相手方に追加した。原告らの代理人は、E弁護士（以下「E弁護士」という。）であった。（甲7の1、2）

(5) 原告らは、平成12年11月27日、株式会社F（以下「F」という。）との間で、次の約定により本件各借地権付建物を売買する旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。（甲6）

ア 原告らは、Fに対し、本件各借地権付建物を売買代金総額4億3000万円で売り渡す。（契約書（甲6）1条、2条）

イ Fは、原告らに契約締結と同時に初回金として5000万円、本件建物2に係る登記申請手続と引換えに残代金3億8000万円を支払う。（同3条）

ウ Fは、本件建物1について、その所有名義が故丁であり、Bらが本件建物1は相続により共有であることを主張していることを確認しており、これに関する紛争は、すべてFの責任と負担において処理するものとし、Fは、当該紛争が未処理であること若しくは解決ができないことが本件売買契約の効力及び対価その他の条件に何らの影響を与えるものではないこと及び本件売買契約上の瑕疵その他の債務不履行にもならないことを承諾する。（同6条3項、13条1項）

(6) 原告らは、本件売買契約に基づき、Fから譲渡代金の初回金として5000万円を受領し、平成12年12月15日、譲渡代金の残額3億8000万円を受領した。

(7) 本件調停は、平成13年7月2日、東京家庭裁判所において、概要以下の調停条項を内容として成立した。（甲9）

ア Bら及び原告らは、本件借地権付建物1が故丁の遺産であること及び本件借地権付建物2が故Aの遺産であることをいずれも相互に確認する。

イ 本件借地権付建物1を原告甲が2分の1、原告乙及び原告丙が各4分の1の持分で共有取得する。

ウ 原告らは、故丁の遺産である本件借地権付建物1を取得する代償として、連帯してBらに対し各2000万円の合計4000万円（以下「本件代償金」という。）の支払義務があることを認め、これを分割して平成13年7月19日限り各1000万円、平成13年11月末日限りBらから本件建物1の所有移転登記申請手続に要する一切の書類の交付を受けるのと引換えに各1000万円を支払う。

エ Bらと原告らとの間では、故丁の遺産の帰属をめぐる紛争等を一切解決したものとする。

(9) E弁護士は、原告ら代理人として、本件調停における調停条項に基づき、平成13年7月19日に本件代償金の内金2000万円をBら代理人のD弁護士に支払った。（甲10の1）

(10) E弁護士は、原告ら代理人として、平成13年8月8日、Fとの間で、「借地権付建物売買契約書に関する覚書」（以下「本件覚書」という。）を取り交わし、次の合意をした。（甲11）

ア Fは、原告らとBらとの間で、本件借地権付建物1を原告らが共有取得し、原告らはBらに対し各2000万円の合計4000万円を分割して支払うことを内容とする調停が成立したことを確認する。（本件覚書・第1条）

イ Fは、Bらに関する紛争については、本件売買契約の契約書13条によれば、Fの責任と負担において行うことになっていることを確認する。（本件覚書・第2条）

ウ Fは、原告らに対し、上記アの4000万円を本件覚書締結後直ちに、Fに対する所有権移転登記手続に要する一切の書類の交付を受けるのと引換えに支払うものとする。

(11) E弁護士は原告ら代理人として、平成13年8月8日、本件覚書記載の金員としてFから額面2000万円の小切手2枚を受領し、うち1枚を平成13年7月19日にBらに本件代償金の一部として支払った2000万円の補填に充て、他の1枚をBら代理人のD弁護士に交付して本件代償金の残額の支払に充てた（以下、Fから支払を受けたこれらの合計4000万円を「本件金員」という。）。(甲

10の2、甲12の1、2)

(12) 原告らは、法定申告期限内に平成13年分の所得税について確定申告をしたが、Fから支払を受けた本件金員については申告していない。

2 更正処分等の経緯及び所得税額等に関する当事者の主張

(1) 原告甲の平成13年分の所得税に係る確定申告、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、異議申立て、異議決定、審査請求及び審査裁決の経緯は、別表1記載のとおりである。また、原告甲の平成13年分の所得税額等に係る原告甲の主張は、別表1記載の確定申告欄、被告の主張は更正処分等欄に各記載されたとおりである。

(2) 原告乙の平成13年分の所得税に係る確定申告、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、異議申立て、異議決定、審査請求及び審査裁決の経緯は、別表2記載のとおりである。また、原告乙の平成13年分の所得税額等に係る原告乙の主張は、別表2記載の確定申告欄、被告の主張は更正処分等欄に各記載されたとおりである。

(3) 原告丙の平成13年分の所得税に係る確定申告、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、異議申立て、異議決定、審査請求及び審査裁決の経緯は、別表3記載のとおりである。また、原告丙の平成13年分の所得税額等に係る原告丙の主張は、別表3記載の確定申告欄、被告の主張は更正処分等欄に各記載されたとおりである。

3 争点

(1) Fが原告らに交付した本件金員は、原告らの収入として所得税の対象となるか。

(2) 本件金員による原告らの収入は、一時所得か譲渡所得か。

(3) 本件金員に係る原告らの収入は、平成12年分の収入、平成13年分の収入のいずれか。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 争点(1)(Fが原告らに交付した本件金員は、原告らの収入として所得税の対象となるか。)について

(被告の主張)

本件各借地権付建物については、原告らとBらとの間で故丁の遺産であるかどうかを含めて分割に争いがあったところ、本件調停の成立により、本件借地権付建物1は故丁の遺産とされ、本件借地権付建物2は故Aの遺産とされ、故Aの相続人である原告らが本件借地権付建物1を取得し、その代償としてBらに代償金合計4000万円を支払うという代償分割の方法により故丁の遺産分割が行われたものである。

すなわち、原告らがBらに本件代償金を支払うべき債務は、本件調停の成立によって初めて発生し、確定したものであって、この債務は、故丁の相続人であった故Aの相続人たる地位を有する原告らが、その地位において、本件調停の成立により負った固有の債務である。

本件調停成立後に、原告ら及びFは、平成13年8月8日付け本件覚書を作成し、本件覚書に基づいてFから原告らに本件金員が支払われ、原告らは、これを本件代償金を支払うべき債務の支払に充てることによって、自ら出捐することなく当該債務を消滅させ、当該債務相当額の経済的利益を享受したものであるから、原告らが受けた当該経済的利益は、所得税法36条1項の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合」に該当し、所得税の対象となる。

(原告らの主張)

本件売買契約の際に、本件借地権付建物1に関しBらに関する紛争が発生することが既に予定されており、当該紛争はすべてFの責任と負担で処理することが確認されていたところ、原告らは遺産分割調停の形式的当事者として手続面で協力し、経済的実質的にはFが本件借地権付建物1に係るBらの持分を取得し、対価である4000万円を本件調停の形式的当事者である原告らを通じてBらに支払ったものである。

そうすると、Fが原告らに交付した本件金員は、原告らの代償金債務を消滅させることを目的としたものではなく、Bらの本件借地権付建物1の共有持分の対価であるから、所得税法12条が「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属する…」と規定していることからすれば単なる名義人であった原告らに享受すべき収益はない。

したがって、原告らに収益が帰属すると判断して行われた原告らに対する所得税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分はいずれも違法である。

(2) 争点(2)(本件金員による原告らの収入は、一時所得か譲渡所得か。)について

(被告の主張)

所得税法34条1項は、「一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、

退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。」と規定しているところ、原告らは、本件調停により代償金債務を負ったことを契機として本件覚書に基づき本件金員をFから交付され、代償金債務相当額の経済的利益を受けたものであって、この経済的利益は、資産の譲渡による所得に当たらない上、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得及び山林所得のいずれにも当たらないから、原告らに帰属する上記の経済的利益は、一時所得に当たる。

(原告らの主張)

本件売買契約上、原告らは本件建物1の所有権移転登記申請手続を行う義務をもともと有しておらず、その前提で譲渡価額が4億3000万円と決定されたが、その後、本件調停において原告らがいったん本件借地権付建物1を取得する形式が取られFに対する所有権移転登記手続に要する一切の書類の交付を受けるのと引換えに原告らに対し本件金員が交付された。そして、本件売買契約の契約書13条は、Bらの紛争に伴いFが費用を負担したことにより本件各借地権付建物の売買価額が減額されることはないというものであるが、逆に、原告らが他人の所有に属する物件をFに移転した場合に譲渡価額を増加させることを禁止していない。そうすると、本件金員が原告らに帰属する収益であるとしても、それは本件借地権付建物1に係るBらの持分の対価であって、「資産の譲渡による所得」(所得税法33条1項)として、譲渡所得に該当する。

(3)争点(3)(本件金員に係る原告らの収入は、平成12年分の収入、平成13年分の収入のいずれか。)について

(被告の主張)

所得の帰属年度について、所得税法36条1項は、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額…とする」と規定しており、「収入すべき金額」とは、収入すべき権利の確定した金額と解すべきであるところ、本件金員により原告らに帰属する収益は一時所得であるから、当該収益の帰属時期は、原告らが本件金員の支払を受けるべき権利が確定した平成13年8月8日の本件覚書の締結時である。

したがって、原告らの平成13年分の所得として課税されるべきであり、原告らに対する所得税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分に違法はない。

(原告らの主張)

本件金員により原告らに帰属する収益は譲渡所得であるから、当該収益の帰属時期は、本件売買契約が締結された平成12年11月27日である。

したがって、原告らの平成12年分の所得として課税されるべきであり、原告らに対する所得税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分は違法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(Fが原告らに交付した本件金員は、原告らの収入として所得税の対象となるか。)について

(1)一般に、遺産分割調停により共同相続人のうち一人又は数人が相続財産を現物で取得し、その現物を取得した者が他の共同相続人に対し金銭債務を負担するいわゆる代償分割の方法(家事審判規則109条)による遺産分割の合意がされた場合、その現物を取得した共同相続人は、その現物についての所有権等の権利を相続開始時に取得するとともに、他の共同相続人に対し代償金支払債務を負うこととなる。そして、第三者から提供された金銭によって、この代償金支払債務を履行し、自己の出捐なしに当該債務を消滅させた場合には、当該代償金支払債務の額に相当する経済的利益を得たことになる。

(2)そして、本件について検討するに、前記争いのない事実等記載のとおり、本件調停における調停条項においては、Bらと原告らは、本件借地権付建物1が故丁の遺産であることを確認し、原告らがこれを取得し、原告らは代償金として連帯してBらに対し合計4000万円の支払義務があることを認め、これをBらから所有権移転登記申請手続に必要な書類の交付を受けるのと引換えにBらに対し支払うこととされていることが認められるところ、これらの調停条項を見る限り、Bら及び原告らは、代償分割の方法による遺産分割を合意したものであると推認できる。

(3)この点につき、原告は、この合意は形式的なものにすぎず、実質はこれと異なる合意がされたかのような主張をするので、まず、本件調停の申立人であるBらが、いかなる意思で当該遺産分割の合意を行ったかについて検討する。

前記争いのない事実等に証拠(甲2の1ないし3、甲3の1ないし3、甲5、6、甲7の1、甲9、13、乙4)及び弁論の全趣旨を総合すれば、Bらは、本件各借地権付建物は故丁の遺産であり、Bら

に相続持分があると認識していたのに対し、原告らは、いずれも故Aが相続、生前贈与又は時効によって取得したと認識し、Bらの相続持分を否定していたこと、Bらは、平成11年12月から平成12年5月ころ、原告らから500万円の支払を条件に本件各借地権付建物の処分に同意することを求められたがBらはこれを拒絶し、故丁の相続持分に応じた本件各借地権付建物の公平な分配を求めて本件調停を申し立てたこと、Bらは、代理人であるD弁護士から、代償分割の方法により代償金を受領しても課税されないことなどの説明を受け、納得した上で調停を成立させたものであること、Bらは、本件調停の成立前に本件各借地権付建物がFに売却されたことは知らず、調停の前後を通じ、FがBらに接触したことはなかったことがそれぞれ認められる。

そうすると、Bらは、本件各借地権付建物に関する相続をめぐる紛争に決着を付けるべく調停を申立て、その解決方法として代償分割という方法を採用することに納得して本件調停を成立させたものであり、Bらは、調停条項どおりの代償分割の方法による遺産分割をする意思でその合意をしたと認められ、単にこれを形式的な合意であって、他に別の実質的な合意があるということを知悉して本件調停を成立させたとは認められない。

(4) そして、原告らについてみるに、前記争いのない事実等に証拠(甲2の1ないし3、甲3の1ないし3、甲6、13、乙4)及び弁論の全趣旨を総合すれば、原告らは、平成12年11月27日にFとの間で本件各借地権付建物を売り渡す旨の本件売買契約を締結していたのであって、原告らは、本件調停において、本件各借地権付建物を取得することを強く希望していたこと、原告らは、仮にBらとの本件調停において本件各借地権付建物を売却して代金を分割することになれば、Bらに売却先を明らかにせざるを得なくなり、そうすると、既に本件売買契約が行われ原告らが多額の売買代金を受け取っていたことなどが明らかになり、Bらに対する支払額が大幅に上昇させられたり、原告らが既に受け取った本件売買契約の代金の分配等を求められることを懸念し、代償分割を望んだことがそれぞれ認められるのであって、原告らとしても、本件各借地権付建物を原告らのものとし、代償金合計4000万円をBらに支払って解決する代償分割の方法によって遺産分割をする意思で本件調停を成立させたものと認められる。

(5) そうすると、本件調停において、申立人であるBらは、本件借地権付建物1を代償分割の方法により代償金を受け取る意思で調停条項に合意したものであり、また、相手方である原告らは、代償分割の方法により本件借地権付建物1を取得し、その代償金として合計4000万円をBらに支払うことに合意したものと認められる。そして、原告らは、Fから本件金員である4000万円の交付を受け、これを本件代償金支払債務の弁済に充てることにより当該債務を消滅させたものであるから、原告甲は、自らの相続分に応じて負担すべき2000万円の代償金相当額の経済的利益を受け、同様に、原告乙及び原告丙は自らの相続分に応じて負担すべき各1000万円の代償金相当額の経済的利益を受けたことになるから、これらをそれぞれ原告らの収入金額に算入すべきことは明らかである。

(6) これに対し、原告らは、本件調停においては、実質的当事者であるFがBらの持分を取得し、その対価として本件金員を形式的当事者である原告らを通じてBらに支払ったものであると主張し、また、仮に原告らが本件調停に実質的当事者として関与したのだとしても、実質的には本件借地権付建物1を売却してその代金を分割する合意がされ、本件金員はBらの持分の対価としてBらが取得したのであるから、いずれにしても所得税法12条により、単なる名義人である原告らに帰属する収益はない旨主張する。

しかしながら、所得税法12条が、「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属する」と規定しているのは、課税の根拠となる法律関係を当事者の真意に基づいて判断すべきことを明らかにしたものと解すべきであって、そこから離れて専ら経済的な観点から課税の根拠を見出すことを許容したものではないというべきところ、本件調停において、Bらと原告らは、原告らが本件借地権付建物1を取得する代わりに原告らがBらに対し代償金として合計4000万円を支払う旨の合意をしたものであることは前示のとおりであり、これとは別にBらと原告らの間に原告らが主張するような合意に基づく法律関係があったものではないことは、Bらには、本件売買契約がされたことはおろかFの存在についてすら認識がなかったことに鑑みても明らかである。

そうすると、原告らは、Bらとの合意に基づいて発生した代償金支払債務について、Fから本件金員を受け取ることにより、何らの出捐なしに当該債務を消滅させ、経済的利益を得たものと認められるから、原告らは本件金員により何らの経済的利益をも得ていない旨の原告らの主張は、およそ採用することができない。

2 争点(2)(本件金員による原告らの収入は、一時所得か譲渡所得か。)について

(1) 一時所得とは、「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得

及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう」(所得税法34条1項)とされているところ、原告らがFから受け取った本件金員が、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得又は山林所得のいずれにも該当しないことは明らかである。

(2) そこで、Fから原告らに支払われた本件金員が、原告らの譲渡所得に該当するか否かについて検討するに、それが譲渡所得に当たるとするためには、本件金員が本件売買契約に基づく本件各借地権付建物の対価であると認められなければならない。しかしながら、前記争いのない事実等に証拠(甲6、11)を総合すれば、本件売買契約において、本件各借地権付建物の譲渡代金は総額で4億3000万円と定められていたこと、本件金員は、本件売買契約の契約書13条により、Bらに関する紛争は、すべてFの責任と負担において処理するものとされたため、それを具体的に明らかにした本件覚書に基づいて、Fが原告らに支払った金員であること、本件売買契約に際し、Fは、当該紛争が継続していることを知りつつ、その解決ができないことが本件売買契約の効力及び対価その他の条件に何らの影響を与えるものではないと約定したことが認められるのであって、Fから原告らに交付された4000万円が本件売買契約に基づく本件各借地権付建物の対価であったと認めることはできず、また、本件売買契約が更改等によって譲渡代金増額の合意がされたことを窺わせる証拠もない。

そうすると、原告らがFから受領した本件金員に係る収入が譲渡所得であるとは認めることはできないのであって、その所得区分は、所得税法34条1項にいう一時所得に当たると認めるべきである。

3 争点(3)(本件金員に係る原告らの収入は、平成12年分の収入、平成13年分の収入のいずれか。)について

(1) 所得の帰属年度について、所得税法36条1項は、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額…とする」と規定しており、この「収入すべき金額」とは、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとしてその権利確定の時期の属する年分の所得課税を計算する趣旨であると解される(最高裁判所昭和53年2月24日第2小法廷判決民集32巻1号43頁)。

(2) これを本件についてみるに、前記2のとおり、原告らがFから本件金員を受け取ったことによる経済的利益は、一時所得と認められるところ、本件売買契約が締結された当時、本件金員について具体的な権利は何ら確定していなかったものであり、本件調停の成立を踏まえた平成13年8月8日付け本件覚書の締結により、Fが原告らに本件金員を支払うことが具体的に確定したものと認められるから、当該収益の帰属すべき時期は平成13年であると認められる。したがって、当該収益は原告らに帰属する平成13年分の一時所得として課税されるべきである。

4 まとめ

そうすると、原告らの平成13年分の所得とこれに対する平成13年分の所得税額は、別表1ないし3の更正処分等欄の納付すべき税額の区分に記載されたとおりであり、過少申告加算税の額は、別表1ないし3の更正処分等欄の過少申告加算税の区分に記載されたとおりであると認められる。(なお、その結果、原告甲の総所得金額が1000万円を超えることになるため、平成16年法律第14号による改正前の所得税法2条1項30号の老年者に該当せず、同改正前の所得税法80条1項による老年者控除の適用はないから、原告甲の所得控除の合計額は別表1の更正処分等欄の所得控除の合計額の区分に記載されたとおりと認められる。)

したがって、原告らに対する所得税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分はいずれも適法である。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 定塚誠 裁判官 古田孝夫 裁判官 工藤哲郎

(別紙) 代理人目録

1 原告3名訴訟代理人弁護士 荒竹純一 高野裕之 赤司修一 白日光 渡辺和也 昼間由真

(荒竹純一訴訟復代理人弁護士) 後藤千恵

2 被告指定代理人 秦智子 塔岡康彦 畠山勉 出田潤二 中山玲子 野口洋 塚元修 飯塚篤

以上

(別紙) 物件目録

- 1 所在 東京都中央区
家屋番号
種類 居宅
構造 木造ルーフィング葺平家建
床面積 33.05平方メートル
所有者 丁
- 2 所在 東京都中央区
家屋番号
種類 店舗
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 19.50平方メートル
2階 18.67平方メートル
共有者 甲 持分4分の2
乙 持分4分の1
丙 持分4分の1

以上

別表1 原告甲の平成13年分の所得税の課税の経緯《略》

別表2 原告乙の平成13年分の所得税の課税の経緯《略》

別表3 原告丙の平成13年分の所得税の課税の経緯《略》

東京高等裁判所 平成19年(行コ)第423号 各所得税更正処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国(京橋税務署長、静岡税務署長)
平成20年4月22日棄却・確定

主文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 京橋税務署長が控訴人甲に対し平成17年2月28日付けでした平成13年分所得税の更正処分のうち総所得金額を242万7638円として計算した額(納付すべき税額4万6400円)を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 京橋税務署長が控訴人乙に対し平成17年2月28日付けでした平成13年分所得税の更正処分のうち総所得金額を128万2019円として計算した額(納付すべき税額2万0600円)を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 4 静岡税務署長が控訴人丙に対し平成17年2月28日付けでした平成13年分所得税の更正処分のうち総所得金額を604万9940円として計算した額(納付すべき税額8万1200円)を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、控訴人甲、同乙及び同丙と他の共同相続人らの間における遺産分割調停において、控訴人らが相続財産である不動産等を取得し、その代償として他の共同相続人らに合計4000万円を支払う旨の調停が成立し、控訴人らが、当該不動産等の売却先の会社から4000万円を受け取って上記代償金として他の共同相続人らに支払い、平成13年分の確定申告において、これを所得として申告しなかったところ、処分行政庁から、この4000万円相当分は控訴人らの一時所得に該当するとして、控訴人らそれぞれに対し所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたことから、控訴人らが、上記の各更正処分について各確定申告に係る金額を超える部分の取消し及び各過少申告加算税賦課決定処分の取消しをそれぞれ求めた事案である。

原審は、遺産分割調停において、申立人である他の共同相続人らは、不動産を代償分割の方法により代償金を受け取る意思で調停条項に合意したものであり、また、相手方である控訴人らは、代償分割の方

法により不動産を取得し、その代償金として合計4000万円を他の共同相続人らに支払うことに合意したものと認められ、控訴人らは、当該不動産等の売却先の会社から上記4000万円の交付を受け、これを本件代償金支払債務の弁済に充てることにより当該債務を消滅させたものであるから、控訴人らは、各自、自らの相続分に応じて負担すべき代償金相当額の経済的利益を受けたことになるから、これらをそれぞれ控訴人らの収入金額に算入すべきことは明らかであるなどとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した。

そこで、控訴人らがこれを不服として控訴した。

2 争いのない事実等、更正処分等の経緯及び所得税額等に関する当事者の主張、並びに争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」1ないし4（原判決2頁25行目から10頁13行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの本件請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1ないし4（原判決10頁15行目から16頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴人は、当審において、控訴人ら代理人荒竹純一の陳述書（甲14号証）を追加して提出した。しかしながら、同証拠を考慮しても、上記認定を覆すに足りず、結局、控訴人らの主張は採用することができない。

2 以上によれば、控訴人らの本件請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 大谷 禎男

裁判官 細野 敦

裁判官 鈴木 昭洋